

「商工会議所法」抜粋

(定義)

第七条

この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、会社及び相互会社をいう。

2 この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで六月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者

二 基準日における資本金額又は払込済出資総額が三百万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあつては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

(法定台帳の作成)

第十条

商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

5 商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6 商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知ったときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関する商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(法定台帳の運用及び管理)

第十一条

商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関する問い合わせは商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(負担金)

第十二条

商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣（※権限委譲により当所においては仙台市長の許可）の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

(問合せ等)

第十三条

商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、その商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

▶ 商工会議所とは

● 地域の総合経渉団体

仙台商工会議所は、仙台市内のあらゆる商工業者のために1891年に設立された地域総合経渉団体です。この130年を超える歴史と伝統をもつ商工会議所は、法律に基づく営利を目的としない唯一の経済団体であることから、他の経済団体とは性格も異なり、地域産業経済の活性化はもとより、市民の皆さまの快適な生活環境づくりにも役立っています。

● 皆さまとともに歩む商工会議所

仙台商工会議所は、地域商工業者の成長・発展を様々な角度から支援しております。会員の声と力を結集して、経営しやすい環境づくりのために、皆さまとともに歩む「行動する商工会議所」は、今後も皆さまのご参加をお待ちしております。

特定商工業者制度ならびに入会についてのお問い合わせは

仙台商工会議所 管理グループ

〒980-8414 仙台市青葉区本町2-16-12

TEL 022-265-8125 までお気軽にどうぞ！

特定 商工業者の しおり



「特定商工業者制度」を ご理解いただくために

- ▶ 特定商工業者とは
- ▶ 法定台帳とは
- ▶ 負担金とは
- ▶ 特定商工業者と
商工会議所会員のちがい
- ▶ 商工会議所とは

会員企業の経営と地域の元気づくりを応援します

仙台商工会議所

SENDAI CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY



特定商工業者制度をご理解いただくにあたって

商工会議所が持つ公共性から、会員の枠をこえ特定商工業者制度が設けられています。

商工会議所は、会員組織ですが、地域商工業の総合的な発展と社会一般の福祉増進をめざすという強い公共的性格を持っています。このことから、会員の枠をこえ、一定規模以上の商工業者の登録義務と経費負担をお願いする「特定商工業者制度」が、商工会議所法に基づいて設けられています。

▶ 特定商工業者とは

A 一口で言えば、法律で定められた一定基準以上の商工業者のことです。

毎年4月1日現在で、仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）に本社をはじめ支社、営業所、事務所、工場などの事業所を設けてから6ヵ月以上経過している商工業者のうち、

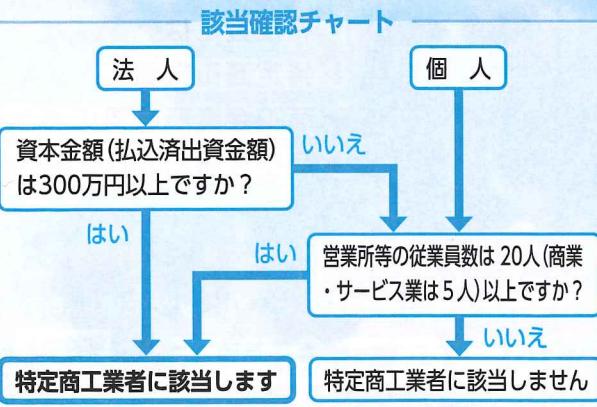
資本金額（払込済出資総額）が300万円以上の商工業者

営業所等の従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以上の商工業者

のいずれかの条件に該当する事業所が特定商工業者に該当します。（商工会議所法 第7条）

※当所会員以外の特定商工業者で、前年度負担金を指定期日までに納入された場合は、仙台商工会議所1号議員の選挙権（1個）が行使できます。

該当確認チャート



▶ 法定台帳とは

A 特定商工業者の皆さまに自己の事業内容を商工会議所に登録していただく台帳のことです。

法定台帳は、地区内の商工業の状況を把握し、当地経済の振興や発展に役立てることを目的に毎年1回作成しており、商工会議所はこの台帳によって地区内で活動する事業所の数や業種、所在地などのデータを整理・管理しています。もちろんデータの管理にあたっては、機密事項の保持に細心の注意を払っております。
(商工会議所法 第10条・第11条)

▶ 負担金とは

A 負担金は、法定台帳の作成と管理・運用に必要な費用です。

法定台帳を作成し、管理・運用するには、相当の経費がかかります。そこで商工会議所では2年に1度特定商工業者皆さま方の過半数の同意をいただいたうえで、仙台市長の許可を受け、台帳を管理・運用するために必要最小限度の費用として、「負担金」を毎年お願いしております。（商工会議所法 第12条）なお、負担金の金額は年間3,000円で、税務上、損金処理ができます。

▶ 特定商工業者と商工会議所会員のちがい

特定商工業者として、事業内容を商工会議所に登録されただけでは会員ではありません。

特定商工業者と商工会議所会員のちがい

【特定商工業者】

法律で義務づけられた制度。その規模が法で定めた基準以上であれば、会員・非会員を問わず、商工会議所への登録義務が課せられ、負担金納入をお願いしています。

【商工会議所会員】

自由意思によって加入し、商工会議所をより積極的に活用することにより、事業の拡大を図られるのが会員です。会員の種別に応じた会費をご負担いただきます。

特定商工業者

- 登録の義務
- 負担金

特定商工業者かつ商工会議所会員

- 会費と負担金

- 自由意志で加入
- 会費

商工会議所会員